

VII 最近の話題

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

北陸地方整備局

○労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」について、現代的な事象等を踏まえて解釈の明確化を図るため、令和元年6月7日に許可基準を一部改正。
(都道府県労働局長 ← 厚生労働省労働基準局長)
○今回の改正について、旧許可基準及び関連通達で示している基本的な考え方に変更はない。

労働基準法第33条第1項(新許可基準)

基発 0607 第 1 号
令和元年6月7日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る
許可基準の一部改正について

労働基準法(昭和22年法律第49号)第33条第1項の運用については、昭和22年9月13日付け発基第17号及び昭和26年10月11日付け発基第696号による許可基準(以下「旧許可基準」という。)により示してきたところであるが、今般、旧許可基準の一部を下記のとおりに改正することとしたので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、今回の改正は、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」について、現代的な事象等を踏まえて解釈の明確化を図るものであること。また、旧許可基準及び関連通達で示している基本的な考え方に変更はないこと。

記

第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- (2) **地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。)**、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- (3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- (4) 上記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

(1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。

(2) 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れはある場合における事前対応含む)、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれる。

(3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれる。

(4) 上記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

北陸地方整備局

○一部改訂に伴い、許可基準の解釈に当たっての留意点について通知。
(都道府県労働基準部監督課長 ← 厚生労働省労働基準局監督課長)

許可基準の解釈に当たっての留意点

基監発 0607 第 1 号
令和元年 6 月 7 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る
許可基準の解釈に当たっての留意点について

労働基準法(昭和22年法律第49号)第33条第1項の運用については、令和元年6月7日付け基監発0607第1号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」により許可基準を改正したところであるが、当該通知により改正した許可基準(以下「新許可基準」という。)の解釈に当たっては下記に留意の上、適切な対応に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 新許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれること。
具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれること。
- 2 新許可基準(2)の「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当すること。
具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれるものであること。
- 3 新許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれること。
- 4 新許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得ること。例えば、新許可基準(4)においては、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について既定しているところであるが、これは、国や地方公共団体からの要請が含まれないことを意味するものではない。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となるものであること。

1 新許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。具体的には、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備、必要な場事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。

2 新許可基準(2)の「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当。具体的には国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、除雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。

3 新許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。

4 新許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなくこれら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得ること。例えば、新許可基準(4)においては、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について既定しているところであるが、これは、国や地方公共団体からの要請が含まれていないことを意味するものではない。そのため、例えば災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者への物資を緊急輸送する業務は対象となる。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

北陸地方整備局



2024年
4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY 建設業

時間外労働の上限規制
わかりやすい解説



労働基準法における時間外労働の上限規制に関連し、
6月30日に、厚生労働省のWEBサイトに以下のパンフレットとQ&Aが公開

Q&Aには、例えば、

- ・災害対応時の139条と33条の適用条件
- ・雪害対応の時間外勤務の考え方

等を記載。

厚生労働省WEBサイト（時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/topics/01.html

- ▶ 建設業の時間外労働に関する上限規制わかりやすい解説
<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>
- ▶ 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A
<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>

時間外労働許可対象

日常除雪の基準明確化

整備局と労働局が連携

災害(大雪)を未然に防ぐために事前の一般除雪が不可欠。労働基準法第33条1項の改正により大雪の解釈が緩和されたことで、災害級の豪雪に限らず、日常的な冬季除雪も時間外労働の許可対象となり得るが、許可基準には依然として不明確さが残る。こうした中、積雪寒冷地の道路管理を担う北陸地方整備局は、許可所管庁の厚生労働省地方労働局と連携しながら、その明確化を進めている。

労働基準法第33条1項は災害時の時間外・休日労働を認める規定を定めており、2019年度に「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」に含まれる「大雪」の解釈を見直した。具体的には、豪雪などの「道路交通の確保等人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合」を大雪として扱っていたものの、「通常の社会生活」が停滞する恐れがある降雪へと変更している事項だ。大雪に見舞われる前に集中除雪することで、大雪を避けられるという認識を改めて共有し、(判断基準などの)議論を続けた」と説明した。

一方、持続可能な除雪態勢の構築に向け、「除雪作業の担い手がやりがいを持って働き続けるためには、使命感に頼るだけでなく、就労環境を改善しなければならぬ」とし、交番制やICTなどの導入を通じ、法令順守を前提とした働き方改革も重要であると加えた。

33条1項・除雪

予防的措置の扱い明確化

厚生労働省 食事準備なども対象

厚生労働省は、時間外・休日労働の許可対象として認められている除雪作業に直接関連する「予防的措置」の取り扱いを明確化した。具体的には凍結防止剤の散布だけでなく、見回りや除雪機械の誘導・交通整理、オペレーターの食事準備なども含むこの見解を示しており、除雪業者の意向に沿ったより実効的な運用が見込まれる。

災害対応時の時間外労働の運用許可基準である労働基準法第33条1項は、2019年度と緩和。交通障害など社会生活への重大な影響が予測される「予防的対応」(予防的措置)も新たに追加している。この予防的措置については、実際の除雪作業に比べては、実際の除雪作業に比べて33条1項の適用基準がいまひとつ厳格なことから、新潟、富山、石川各県の建設業協会のほか、日本道路建設業協会北陸支部などが改善を求めていた。

厚生労働省労働基準局がまとめた「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」によ

「除雪前の見回り業務」と「凍結防止剤の散布業務」、「除雪機械の誘導・交通整理の業務」、「除雪作業に向けた準備業務」作業従事者の食

事等を準備する業務」などを、除雪作業に不可欠に付随する業務として行う場合には、(33条1項)の対象になり得る(注)ことを明記している。

新潟労働局の西岡邦昭局長は「個別の事案(除雪関連作業)で不明な点があれば、個々の労働基準監督署に気兼ねなく相談してほしい」として

工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times \text{※}^3 \text{を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※³：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※²

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※¹ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す予定。

※² 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

諸経費動向調査について

調査内容と目的

実際の現場で共通仮設費・現場管理費がどれだけ必要なのかを調べ、積算基準に反映するための調査です。

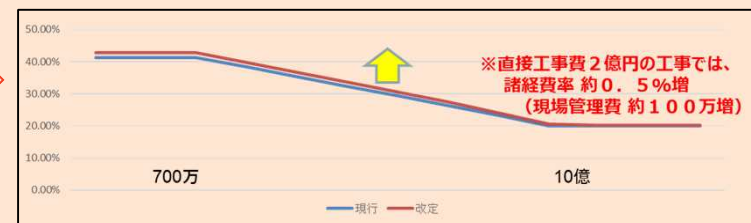
一般土木工事の標準的な構成割合



※平成20年度 諸経費動向調査結果

一般管理費等と外注経費は会社単位で別に調査をします

平成31年度土木工事積算基準等の改定



※直接工事費2億円の工事では、諸経費率約0.5%増 (現場管理費約100万増)

運搬費
準備費
事業損失防止施設費
安全費
役務費
技術管理費
営繕費

労務管理費
安全訓練等に要する費用
租税公課
保険料
従業員給料手当
退職金
法定福利費
福利厚生費

事務用品費
通信交通費
交際費
補償費
(外注経費)
工事登録等に要する費用
動力・用水光熱費

現行の率式と乖離があれば
間接費の改定を行い、官積に反映する

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について (H26.6.4 交付・施行)

改正品確法では「発注者の責務」の1つとして**担い手の育成及び確保**に配慮した予定価格の作成が定められています。本調査は積算基準に施工の実態等を積算に反映し、適正な利潤の確保につなげる重要な調査ですので、事実をありのままに記載をして下さい。

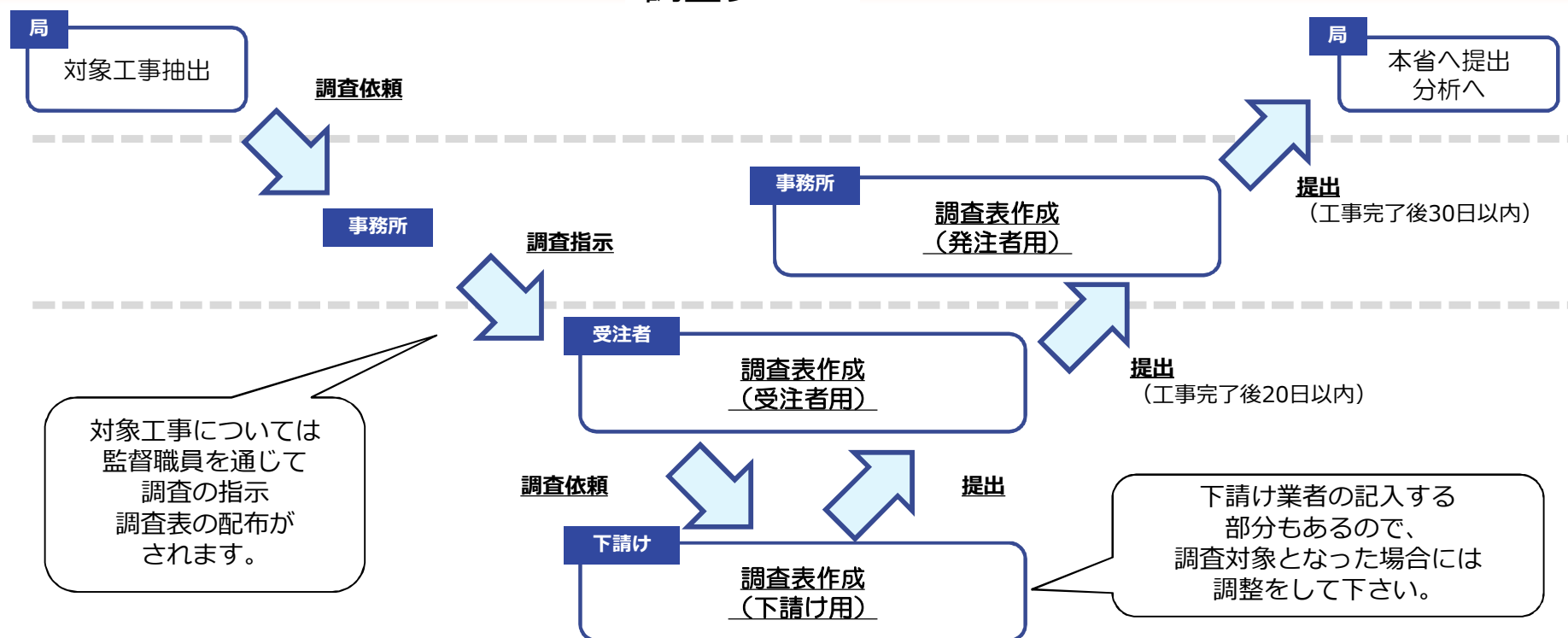
諸経費動向調査について

調査の対象

調査年度の竣工予定工事を対象とし、

- ① **工種・価格帯ごとに一定数を確保**するように対象工事を抽出しています。
- ② 件数の少ない 海岸・橋梁・トンネル・公園・電線共同溝工事については全工事が対象です。
(北陸地方整備局では、砂防も全工事対象)
- ③ 政令指定都市のD I D地区での工事は全工事が対象
- ④ **点在積算・見積活用型積算方式**での工事は全工事が対象

調査フロー



諸経費動向調査について

調査にあたっての注意点

調査表への記入

「確認」シート

元請：未入力・エラーの確認

シート名	未入力の件数	エラーの件数
一般事項 =>	0 件	0 件
工期 =>	0 件	0 件
施工分散 =>	0 件	0 件
A-1票 =>	1 件	0 件
A-1'票 =>	0 件	0 件

下請：未入力・エラーの確認

シート名	未入力の件数	エラーの件数
A-①票 =>	0 件	0 件

未入力・エラーがないかチェック
ある場合には修正をお願いします。

「工事費」シート

Ⅲ 工事費内訳		注)消費税抜きで記入してください		金額単位:千円				
費目	元請+ 元請外注	元請	元請外注 合計	1	2	3	4	
① 直接工事費	179,859	65,200	114,659	1,350	330	26,800	1,384	
② 間接工事費	76,412	36,866	39,546	940	370	8,300	1,316	
(1) 共通仮設費	14,665	12,240	2,425	0	0	955	0	
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 現場管理費	61,747	24,626	37,121	940	370	7,345	1,316	
レ 外注一般管理費等	14,600		14,600	694	146	2,753	441	
(4) 機器間接費	0	0	0	0	0	0	0	
イ 技術者間接費 (電気通信設備工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	
ロ 機器管理費 (電気通信設備工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	
元請) 一般管理費等 (電気通信設備工事の場合、外注一般管理費等の自動計算値)		159,971		694	146	2,753	441	
④ 一般管理費等 (電気通信設備工事の場合、機器単体費)		-38						
⑤ 設備等工事製作費 (電気通信設備工事の場合、機器単体費)	5,767	0	5,767	0	0	0	0	
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	
⑦ 工事価格	262,000	262,000	139,972	2,290	700	35,100	2,700	
⑧ 消費税相当額(下請欄は、下請工事価格の自動計)	20,960	20,960		2,290	700	35,100	2,700	
⑨ 工事請負金額	282,960	282,960						

元請の一般管理費等
下請の外注一般管理費等をチェック

契約額と調査表に記入された各項目の費用との差額が表示されています。

極端に大きい・極端に小さい：
二重計上や計上漏れ、
桁間違い、千円単位になっていない

間違いがないか確認をお願いします。

諸経費動向調査について

提出後

提出後、発注者用調査表（官積算額）との比較をして、必要に応じて聞き取り調査が行われます。
開きがある場合、入力ミスはないか なにか理由があるか等が確認されます。

確認結果の例)

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ・ 共通仮設費 | 路上工事の日々回送で輸送費がかかった
安全施設の費用が多くかかった |
| ・ 現場管理費 | 工期延伸で従業員給料・手当がかさんだ |
| ・ 材料費 | 安価購入ができた |
| ・ 労務費 | 施工環境が良く、効率よく作業できた |

調査表への記入について不明な事がある

調査表には入力マニュアルも添付されています。
不明な点があれば確認をしてみてください。

それでも不明な事があれば

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

（電話：025-370-6702 F A X：025-280-8861）までお問い合わせ下さい。

ご不明な点があれば
お問合せください



施工合理化調査について（調査の概要）

◆ 施工合理化調査を基に土木工事標準歩掛を作成

◆ 土木工事標準歩掛

- ・ 工事費用の算定に必要なとなる標準的な**労務・資材・機械**の所要量を「土木工事標準歩掛」として公表。
- ・ 国、地方公共団体の積算において幅広く活用されている。
- ・ 標準的な施工条件下での職種・規格・所要量を規定。施工形態の変化に応じて**改定（調査）**が必要。

◆ 土木工事費の構成（積算体系）

①. 直接工事費 （目的物の施工に直接必要な経費）

諸経費の調査に基づき改定

②. 間接工事費 （共通仮設費や現場管理費）

諸経費の調査に基づき改定

③. 一般管理費 （会社の本支店での必要経費）

$$\text{合計金額} = \text{請負工事費} \\ (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \quad (\text{積算価格})$$

◆ 直接工事費（歩掛）の構成例（単位当り）

材料費	①材料 ・コンクリート ○○m ³ ・鉄筋(SD 295A) ○○t	×	資材単価 (市場価格・見積)
労務費	②労務 ・世話役 ○○人 ・普通作業員 ○○人 ・特殊作業員 ○○人	×	労務単価 (実態調査)
直接経費	③機械 ・バックホウ(0.8m ³) ○○日	×	機械経費 (損料・賃料)

- ・ 材料・労務・機械の所要量が歩掛。
- ・ **施工合理化調査の結果を反映して作成。**

各単価は
別途調査

施工合理化調査について（標準歩掛の制定・改定）

標準歩掛

施工パッケージ歩掛

毎年

モニタリング調査

- ◆ 使用機械、編成人員、日当り施工量の変動の有無を調査

施工状況モニタリング調査

- ◆ 使用機械、編成人員、日当り施工量の詳細について調査

変動がある場合

変動がある場合

施工合理化調査

調査
年度

- ◆ 上記の調査で変動のあった工種を対象に歩掛について詳細な調査を行う

翌年度

詳細な解析により標準歩掛の制定・改定

- ◆ 変動要因などを確認し、施工の実態から歩掛の改定を行う。

施工合理化調査について（調査表記入時の留意点）

◆ 調査表では、適用範囲、使用機械、使用材料、施工量、編成人員を記入。

① 調査表記入（例：1日の作業を1列で記載する場合）

② 調査データ集計・分析

様式-4 ○○工 施工実態調査表

① 資料番号記入しない

②	施工区間番号	1								
③	○○種類	吹払式	○○方式	運動型	延長(m)	50m	高(m)	4m	支間長(m)	3.5m
④	作業月日	10 / 31	11 / 1	11 / 2	11 / 4	11 / 5	11 / 6			
⑤	日施工延長(m)	150m	150m	100m	150m	200m	100m	計		
⑥	施工障害の有無	なし	あり	あり	なし	なし	あり			
⑦	採用工法	新工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法			
⑧	新技術の使用状況	NETIS番号	新技術名	○○工法						
⑨	NETIS番号	HK-000000								
⑩	施工職種名	略称	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間計
⑪	土木一般世話役	A	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	48 : 00
⑫	特殊作業員	B	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	48 : 00
⑬	普通作業員		8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	48 : 00
⑭	普通作業員		8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	48 : 00
⑮	職種名	作業時間								
⑯	機械・器具名	機器番号	稼働時間	稼働時間	稼働時間	稼働時間	稼働時間	稼働時間	稼働時間	稼働時間計
⑰	トラック(クレーン装置付き)	1	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	48 : 00
⑱	発電発電機	2	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	48 : 00
⑲	電動インパ		8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	8 : 00 - 8 : 00	48 : 00
⑳	使用機械	稼働時間								
㉑	品名	単位	材料番号	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量計
㉒	レンヂ	個	1	3	3	3	5	4	4	22
㉓	梯子	基	2	3	3	3	5	4	4	22
㉔	使用材料	使用量								
㉕	施工障害事項及び	施工障害など								

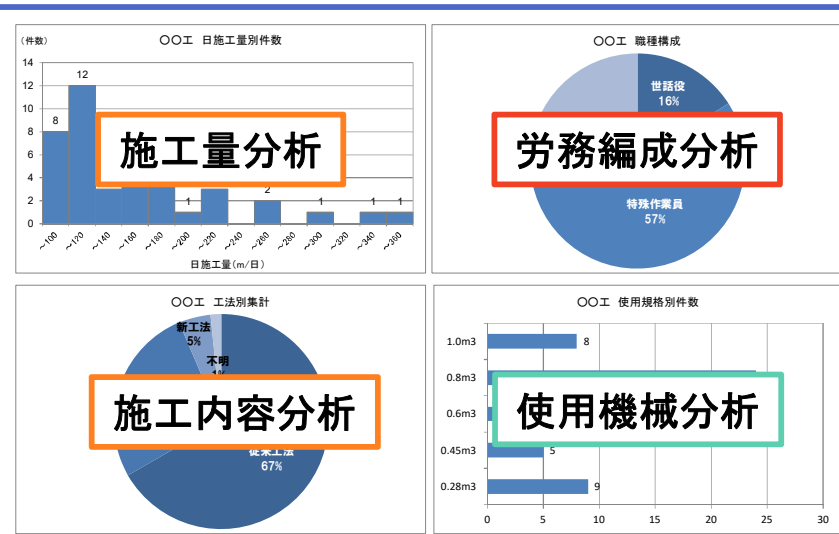
施工概要
施工量

労務工数
編成人員

使用機械
稼働時間

使用材料
使用量

施工障害
特筆事項



適用範囲
本資料は、区分A~BにおけるA工法及びB工法による○○工に適用する。なお、××には適用しない。

○○工 歩掛 (100m3当り)

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	2.50
特殊作業員		人	2.10
普通作業員		人	5.80
トラックハウ運転	○○m3	h	16.50
ラフレレンクレーン運転	○○吊	日	1.90
機	機械燃料及び運転経費の25%	式	1

○○工 日当たり施工量

区分	工法	施工量	日施工量	摘要
区分A	A工法	500m3未満	30	
	B工法			
区分B	A工法	500m3未満	50	
	B工法	500m3以上	150	

③ 歩掛作成

- ・適用範囲 (工法、作業内容等)
- ・日(単位)歩掛 (労務・機械・諸雑費)
- ・日施工量

- ◆ 施工合理化調査の結果によって標準歩掛が決定されます。
- ◆ 適正な予定価格の設定、ひいては契約価格(適正な利潤の確保)につながります。
- ◆ 正確な調査(記入・確認)をお願いします！！

工事請負契約書における請負代金額変更の規定（スライド条項）

◎工事請負契約書

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体
スライド

単品
スライド

インフレ
スライド

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

技術調査

[技術研究開発](#) [コスト構造改善](#) [技術管理](#) [入札・契約](#) [公共事業の評価](#) [環境](#) [情報技術](#) [積算基準・工事成績等](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [技術調査](#) > [工事請負契約書第26条第5項\(単品スライド条項\)の運用改定について](#)

工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用改定について

国土交通省直轄工事では、特定の工事材料の価格が高騰した場合に、工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)に基づき請負代金の変更を行っています。単品スライドは、平成20年6月に定めた運用ルールにより実施してまいりましたが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、運用ルールを改定しました。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第26条5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったとき、請負代金の変更を請求できる措置です。

2. 請負代金額の変更の考え方(工事材料の価格が増加した場合※)

受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、工事材料の価格増加分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担しています。

※工事材料の価格が減少した場合は、対象工事費の1%を超える減額分を発注者が受注者に請求することになります。

3. 運用ルールの改定のポイント

《これまでの運用ルール》

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」(受注者が提出)と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用ルール》

- 1) 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2) 鋼橋上部工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

○国土交通省HPに掲載

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html